(b) 要請当局の関税領域において関税法令違反に使用することを意図していると信ずるに足りる合理的な理由があるような方法により、物品が蔵置され、若しくは収集された場所又はそのような方法により蔵置され、若しくは収集される可能性のある場所

(c) 不正取引の対象とされていると信ずるに足りる合理的な理由又は要請当局の関税領域において関税法令違反に使用することを意図していると信ずるに足りる合理的な理由があるような方法により輸送される物品又はそのような方法により輸送される可能性のある物品

(d) 要請当局の関税領域において関税法令違反に使用することを意図していると信ずるに足りる合理的な理由があるような方法により使用される輸送手段又はそのような方法により使用される可能性のある輸送手段

第七条　監視付移転

両税関当局は、それぞれの国の法令に定める権限及び手続に従って、監視付移転について、個々にその事例に応じて協力し、及び情報を交換することができる。

第八条　支援の要請の形式及び内容

1　この協定に基づく支援の要請は、英語による書面によって行われ、及び当該要請には、その実施に有益と認められる情報を添付する。緊急な事情により必要と認める場合には、口頭による要請であっても受領することができる。ただし、そのような要請は、できる限り速やかに書面によって確認されなければならない。

2　1の規定に従って行う要請には、次の情報を含める。

(a) 要請当局

(b) 要請する措置

(c) 要請の目的及び理由

(d) 調査の対象である者についての可能な限り正確かつ包括的な記述

(e) 関連事実及び既に実施された調査の概要

(f) 関連する法的要素

第九条　要請の実施

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に基づく支援については、両税関当局が直接に提供する。

2　被要請当局は、支援の要請に応ずるため、その権限及び利用可能な資源の範囲内で、既に有する情報を提供することにより、適当な調査を実行することにより、又は調査が実行されるための手配を行うことにより、すべての合理的な措置をとる。

3　被要請当局は、自己の関税領域において自己が行う質問に要請当局の職員が立ち会うことを認めることができる。当該要請当局の職員による立会いは、諮問的性格であり、及び当該被要請当局が定める条件に従うものとする。

4　正当に権限を有する要請当局の職員は、被要請当局の同意を得て、かつ、当該被要請当局が定める条件に従い、当該要請当局がこの協定の目的のために必要とする関税法令違反に該当する活動又はこれに該当する可能性がある活動に関連する情報及び文書の写しを当該被要請当局の事務所内において入手するため、当該事務所内に立ち入ることができる。

5　一方の税関当局の職員は、この協定に従い、他方の税関当局の関税領域に所在するときは、身分証明書並びに公的資格及び委任の証拠をいつでも提示することができるようにしなければならない。当該職員は、制服を着用すること又は武器を携行することができない。当該職員は、自己が行う可能性があるいかなる違反についても責任を負い、及び当該他方の税関当局の属する国の法令の範囲内で、当該他方の税関当局の職員に与えられている保護と同一の保護を享受する。

6　被要請当局が要請を実施することができない場合には、理由を付して、遅滞なく要請当局に通報する。その際には、関連情報を添付することができる。

第十条　情報の使用及び秘密性

1　入手した情報は、この協定の目的のためにのみ使用される。一方の締約国政府が他の目的のために当該情報を使用することを希望する場合には、当該情報を提供した税関当局の書面による事前の同意を得るものとする。そのような使用に当たっては、当該税関当局の定めるいかなる制限にも従うものとする。

2　1の後段の規定にかかわらず、情報を提供する税関当局が別段の通報を行う場合を除くほか、この協定に従い情報を受領する税関当局は、当該情報を自国の関連法執行機関に提供することができる。当該関連法執行機関は、この協定の条件に基づき当該情報を使用することができる。

3　この条の規定は、情報を受領する税関当局の属する国の法令に定める限りにおいて、情報が使用され、又は開示されることを妨げない。情報を受領する当該税関当局は、可能なときはいつでも、被要請当局に対し、その開示を事前に通報する。

4　この協定に従って提供されるいかなる形式のいかなる情報も、各国の法令に従って秘密のものとし、情報を受領した税関当局の属する国の法令に基づき同種の情報に与えられる保護を享受する。ただし、当該情報を提供する締約国政府が当該情報の開示に事前の承認を与える場合は、この限りでない。

5　個人データについては、個人データを受領する締約国政府が、これを提供する締約国政府においてこのような特定の事案に適用する方法と少なくとも同等の方法で個人データを保護することを約束する場合にのみ、交換することができる。個人データを提供する締約国政府は、自己の管轄の下で適用する条件よりも重い条件を定めてはならない。両締約国政府は、各国の個人データの保護についての法令（欧州連合において効力を有する法令を含む。）に関する情報を相互に提供する。

第十一条　刑事手続

1　この協定に従い一方の税関当局が他方の税関当局に提供する情報は、当該他方の税関当局の属する締約国政府により、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されてはならない。

2　この協定に従い一方の締約国政府の税関当局が提供する情報が、他方の締約国政府により、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されることが必要とされる場合には、当該他方の締約国政府は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において当該情報を使用するため、外交上の経路又は当該一方の締約国政府の国の法令に従って定める経路を通じ、当該一方の締約国政府に対して当該情報を提供するよう求める要請を提出する。

第十二条　支援の例外

1　被要請当局の属する締約国政府は、要請された支援が、自己の属する国の主権、公の秩序、安全その他の重要な国家的利益を侵害すると考え、当該締約国政府の関税領域における産業上、商業上若しくは職業上の秘密の侵害を伴うと考え、又は自己の属する国の法令に反することが証明され得ると考える場合には、当該支援を拒否し、部分的に提供し、又は自己が必要とする条件に従って提供することができる。

2　要請当局は、要請されたならば自己が提供することができない支援を求める場合には、その要請においてそのような事実について注意を喚起する。この場合において、当該要請に応ずる方法については、被要請当局が決定する。

3　被要請当局は、調査又は進行中の司法上の手続を害すると信ずるに足りる確実な理由がある場合には、支援を延期することができる。この場合において、被要請当局が要求する条件の範囲内で支援を行うことができるか否かについて決定するため、要請当局と協議する。

4　要請当局は、支援の拒否又は延期の決定及び当該決定の理由について速やかに通報を受ける。

第十三条　技術支援

両税関当局は、次のことにより、税関に係る事項における技術支援を相互に提供する。

(a) それぞれの税関技術についての相互の知識を向上させるために職員を交換すること。

(b) 自己の職員の能力を構築する訓練及び支援を提供すること。

(c) 専門家を交換すること。

(d) 税関管理の手段及び方法を改善するため税関管理の手続及び簡素化に関する情報を提供すること。

第十四条　費用

1　この協定を実施するために生ずる費用は、それぞれの締約国政府が負担する。

2　要請を実施するために高額な経費又は特別の性質の費用を必要とする場合には、両税関当局は、要請を実施する条件及び費用を負担する方法を決定するために協議する。

第十五条　領域的な適用範囲

この協定は、両国の関税領域（それぞれの法令に定めるもの）について適用する。